

北技整第44号
令和2年5月18日

北海道運輸局 各運輸支局長 殿

北海道運輸局 自動車技術安全部長（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響で二種養成施設における養成課程が延期又は中止になったことにより試験の全部免除が受けられなくなる者に対する自動車整備士技能検定の申請の取扱いについて

標記について、自動車局整備課長から別添のとおり通達があったので了知された
い。

国自整第34号
令和2年5月13日

北海道運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局 整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響で二種養成施設における養成課程が延期又は中止になったことにより試験の全部免除が受けられなくなる者に対する自動車整備士技能検定の申請の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、各地で自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）第6条の18第1項第2号の二種養成施設における養成課程（以下「二養講習」という。）が延期又は中止となっているところである。

その結果、予定通り講習が実施され修了していれば、試験の全部が免除されていた者の中に、一部の試験が免除されなくなる者が出るとの情報が寄せられているところである。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が収束するまでの間、新型コロナウイルス感染症の影響により二養講習が延期又は中止になったことにより試験の全部免除が受けられなくなった者に対する自動車整備士技能検定の申請の取扱いについては、別添の通り取り扱うこととし、その旨、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あてに通知したので了知されたい。



(別添)

新型コロナウイルス感染症の影響で二種養成施設における養成課程が延期又は中止になったことにより試験の全部免除が受けられなくなる者に対する自動車整備士技能検定の申請の取扱いについて

1. 対象者

以下の全ての要件を満たす者。

- (1) 自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号。以下「検定規則」という。)第6条の18第1項第2号の二種養成施設における養成課程(以下「二養講習」という。)のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で延期又は中止となった二養講習(以下「延期等講習」という。)を受講する予定であった者
- (2) 延期等講習の再開後の直近の二養講習(1.(1)と同一の種類の技能検定に係るものに限る。以下「受講予定講習」という。)を受講する者

2. 自動車整備士技能検定の申請

- (1) 1.の対象者のうち、受講予定講習の修了により試験の全部免除を希望する者(以下「申請者」という。)は、延期等講習を修了していた場合に、検定規則第6条第6項の規定により学科試験の免除が受けられる期間内に、検定規則第20条に基づく申請を運輸監理部、運輸支局又は沖縄総合事務局陸運事務所(以下「運輸支局等」という。)に郵送又はFAX並びにその他地方運輸局又は沖縄総合事務局で定めた方法により行うこと。なお、同条第3項に規定する「試験の免除を受ける資格を有することを証する書面」については、別紙の「自動車整備士二種養成施設における講習受講意思表示書」に代えることができることとする。また、申請手数料については、2.(3)の申請の際に納付すれば良い。郵送による申請の場合においては、同条の申請に必要な書面に加えその写しを添付することとし、必要な書面に加えて切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
- (2) 運輸支局等は、2.(1)で郵送による申請の場合、申請された書面及びその書面の写しに受付印(申請日は、配達受付日とする。)を押印のうえ、申請者に本紙を2.(1)の返信用封筒を使用して返却すること。また、FAXによる申請の場合、申請された書面の写しに受付印(申請日は、送信日とする。)を押印のうえ、申請者にFAXにて返信すること。
- (3) 申請者は、受講予定講習の修了後14日以内に、2.(1)と同一の運輸支局等に、2.(2)で返却又は返信された書面及び検定規則第20条に基づく書面を提出(受験資格を有することを証する書面、学科試験の免除を受ける資格を証する書面及び「自動車整備士二種養成施設におけ

る講習受講意思表示書」については提示)するとともに、受講予定講習の二養講習修了書を提示すること。なお、受講予定講習を修了できなかった者及び14日以内に上記書面を提出等しなかった者の2.(1)の申請は無効とするものとする。

3. 技能検定の施行

本取扱いによる検定規則第5条第2項に基づく技能検定は、2.(1)による申請が行われた日を同項の申請があった日として行う。なお、延期により二養講習が実施されなかった期間は、「自動車整備士養成施設の指定等の基準について(依命通達)」(平成8年9月4日付け自整第157号)に定める修業年限に含めないものとする。

(別紙)

令和 年 月 日

自動車整備士二種養成施設における講習受講意思表示書

氏 名 : _____ 印
※氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる

生年月日 : _____

私は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期又は中止となった以下の二種養成施設における講習を受講する意思があったことを表明するとともに、再開後に開催される直近の同一種類の二種養成施設における講習を受講することを約束いたします。

受講を予定していた講習の種類	
受講を予定していた講習名	
延期又は中止前の講習修了予定日	
再開後の講習受講予定地	
登録学科試験合格日	
FAX 番号 ※FAX による申請の場合に記載すること	

(参考)

国自整第34号の2
令和2年5月13日

一般社団法人
日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局 整備課長



新型コロナウイルス感染症の影響で二種養成施設における養成課程が延期又は中止になったことにより試験の全部免除が受けられなくなる者に対する自動車整備士技能検定の申請の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、各地で自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）第6条の18第1項第2号の二種養成施設における養成課程（以下「二養講習」という。）が延期又は中止となっていると聞いております。

その結果、予定通り講習が実施され修了していれば、試験の全部が免除されていた者の中に、一部の試験が免除されなくなる者が出るとの情報が寄せられているところです。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が収束するまでの間、新型コロナウイルス感染症の影響により二養講習が延期又は中止になったことにより試験の全部免除が受けられなくなった者に対する自動車整備士技能検定の申請の取扱いについては、別添の通り取り扱うこととしましたので了解願います。